

署名の書き方と
請願のポイント

あなたの1筆が 国民を腎疾患から守ります!

請願署名に
皆様の積極的な
ご協力をお願いします。
あなたの1筆が私たちの
幸せへの1歩です。

署名にご協力ください

国会請願は年に一度私たち患者の声を国会に届ける重要な手段です。

私たちの透析治療の環境は国会請願署名に強く守られています。患者自らが声を上げ、私たちの要望を正しく国会に届けましょう。

会員・非会員の方、ご家族や医療スタッフの皆様もぜひ、署名にご協力ください。

署名の書き方

- 署名は自筆でお願いします。自筆の署名には押印の必要はありません。
- 氏名・住所をはっきりとお書きください。
姓や住所は「/」「同上」と略さず、名字・都道府県名からお書きください（鉛筆書き、氏名及び住所スタンプは無効）。
また、集合住宅の場合は建物名・部屋番号までお書きください。
- やむをえず代筆する場合は、**代筆した方の印鑑ではなく、代筆を頼んだ方（氏名欄にある氏名の方）の印鑑を代筆印の欄に押してください。**
家族などで**姓が同じでも各々の印鑑**をご使用ください。
- 書き間違えた場合は、**2本線（=）で訂正し、書き直してください。**
修正ペン（液）などは使用しないでください。

○署名例

氏 名	住 所 （建物名と部屋番号も記入）	代筆印
東京太郎	東京 ^都 豊島区巣鴨1-14	
東京花子	東京 ^都 豊島区巣鴨1-14	
千葉二郎	東京 ^都 新宿区高島町52	

姓や住所を
略さず書く

同じ住所
でも書く

都道府県名も略さず書く

東京花子さんが千葉さんの代筆
をする際は、千葉さん（頼んだ方）
の印鑑を押す

※個人情報の取り扱いについて

署名いただいた住所、氏名などの情報は、国会請願署名を提出する以外の目的で使用することはありません。

活動を支える募金にもご協力ください

募金は、国会請願に必要な活動費用として大切にに使わせていただきます。なお、この募金はあくまでも任意でお願いしています。

募金

私たちの求める腎疾患総合対策とは

①腎疾患対策の更なる推進

これ以上腎不全患者が増えることのないように、また透析を受けている患者等も合併症予防のため、さらに合併症があってもより良い生活を送るために、国や関連学会、医療機関等が連携し、早期から良質で適切な治療がより広く行われる必要があります。



②透析患者および腎移植患者を含む慢性腎臓病患者の生活の質（QOL）の向上

透析患者の高齢化が顕著となり、フレイル・サルコペニアの予防・改善などが喫緊の課題となっており、適切な栄養指導・運動指導が必要とされています。また、生命を脅かす病に伴う苦痛を軽減し、生活の質を高める緩和ケアについては、腎不全患者にも提供できるようにしていくことが求められています。

③透析患者が介護保険施設に入所できる環境整備

透析患者は特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所しづらい現状が続いています。通院時の付添いや腹膜透析の透析液バック交換を担う職員の不足、容態急変時の対応が難しいことから多くの施設が入所を断るという調査結果も。透析患者が入所できるよう早急に対応が必要です。



④自力通院が困難な透析患者の通院支援

血液透析患者は週3回の通院透析が必要です。介護が必要な高齢患者や複数の合併症を抱えた自力通院が困難な透析患者は増えており、とりわけ単身または高齢夫婦世帯における通院手段の確保が急務です。公的な通院支援が確立されることを強く願っています。



⑤医療者不足地域における透析医療の確保

医療者の高齢化等により、夜間透析の中止をはじめ、透析施設の継承が困難になっている地域があります。血液透析患者は週3回の通院が必要なため、遠方からの通院は困難であり、地域の医療機能集約化では解決できません。遠隔医療の導入等により透析医療を確保する必要があります。

⑥災害時の透析医療の確保と避難・移動の整備

切迫性が高まっている南海トラフ巨大地震や首都直下型地震、激甚化する自然災害が発生した場合、週3回の通院を要する血液透析患者は、生命を守るために確実に透析医療を確保しなければなりません。いつ来るともしれない自然災害に向けた体制整備が求められています。



⑦臓器移植の促進と再生医療研究の充実

登録してから腎臓移植を受けるまでの待機期間は約15年。国内での臓器移植に対する国民の関心を高め、臓器提供の意思表示者が増えるための普及啓発とその意思が尊重される医療体制の構築推進、また再生医療が一日でも早く腎疾患の治療に反映されるよう研究の促進を願っています。



全国腎臓病協議会（全腎協）とは

私たちの会は、人工腎臓で治療を続ける透析患者を中心とした腎臓病患者によって1971年に結成し、1996年には厚生大臣所管の社団法人として設立が許可されました。2014年に一般社団法人に移行し、現在は46都道府県の患者会が加盟し、約5万人の会員がいます。

腎臓病の予防、及び治療に関する知識の普及と啓発事業、腎臓病患者の自立を支援する事業、腎臓病に関する調査研究と政策提言など、腎臓病の正しい知識の普及と腎臓病患者の自立と社会参加の促進を図り、社会の発展に寄与することを目的に活動しています。



一般社団法人 全国腎臓病協議会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-14-8 中野ビル7F TEL:03(5395)2631 URL:<https://www.zjk.or.jp>